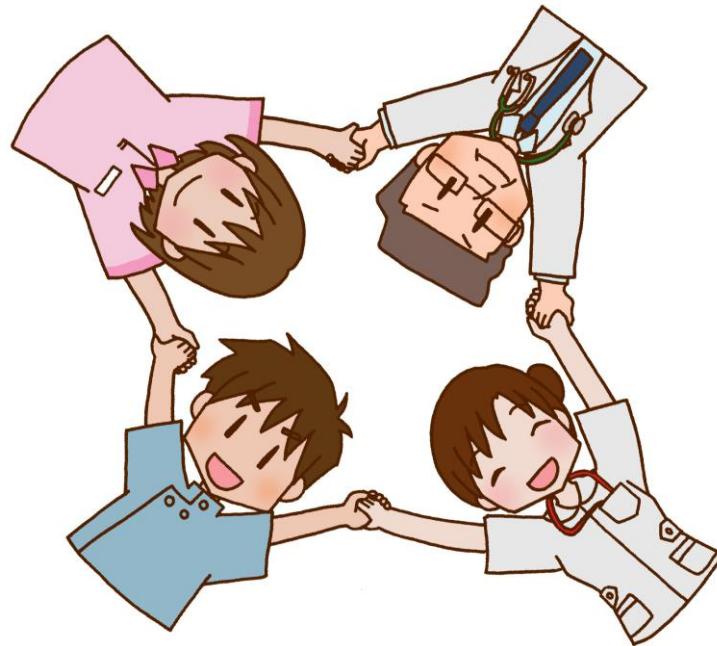


# 医療安全管理の業務指針と報告システム

---

# 1 医療安全管理指針と体制の整備

## 1) 指針は最初の安全報告である



医療安全体制をしっかりと整備していく

医療安全管理の基本的な考え方  
安全管理体制を整備

## 2) 医療安全管理体制の整備

医療を取り巻く環境は日々専門化、高度化している  
単純な業務やシステムだけでなく、複数の人間が関与した非常に複雑化されたシステム

- ①医療に係る安全管理のための指針を整備する
- ②医療に係る安全管理のための委員会を開催する
- ③医療に係る安全管理のための職員研修を実施する
- ④病院における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策を講ずる
- ⑤特定機能病院や臨床研修病院において、医療機関内に安全管理を行う医療安全管理者の配置を行うこと(特定機能病院は専任の医療安全管理者の配置をすること)

### 3) 医療安全管理指針 「医療安全管理指針は組織における最初の安全報告である」

医療安全管理指針は義務づけられている

基本理念

安全管理委員会

報告等改善方策

マニュアル整備

研修実施

事故発生時対応

その他（周知等）

制御しているのは組織の成員一人一人、つまり「あなた」です

